

○ 愛媛県内水面漁場管理委員会指示第25号
漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第
171条第4項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止に
ついて、令和6年4月1日次のとおり指示した。
令和6年4月2日

愛媛県内水面漁場管理委員会
会長 岡村 重治

1 指示の内容

- (1) 採捕を禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
- (2) 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 禁止区域
愛媛県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと
連接一体を成す水面
- (4) 適用除外
愛媛県漁業調整規則第47条の規定により、知事の許可を
受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕す
る場合は、この限りではない。

2 指示の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで